

しがけんしゅわ しょうがい とくせい おうじたげんご その た しゅだん
滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による
いしそつとう そくしん かんするじょうれい
意思疎通等の促進に関する条例

わたしたち へいせい31ねん しがけんしょうがいしゃさべつ きょうせいしゃかいづくりじょうれい せいてい
私たちは、平成31年に滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例を制定し、
しょうがい りゆう さべつ かいしょう ちかい けんみん きょうかん れんたい きょうどう
障害を理由とする差別を解消することを誓い、県民の共感と連帯、そして協働
きょうせいしゃかい じつげん けつい
による共生社会を実現することを決意した。

たしゃ きょうかん さまざま ひとびと れんたい きょうどう しょうがい うむ
他者への共感や様々な人々との連帯および協働は、障害の有無にかかわらず、
じぶん かんがえ いけん つたえあい そうご しんらい ふかめ かんじょう りかい なか
自分の考えや意見を伝え合い、そして相互に信頼を深め、感情を理解していく中で、
うみだされて
生み出されてくるものである。

いみ しょうがいしゃみずから じょうほう じゅうばん しゅとく しゅとく じょうほう
その意味において、障害者自らが、情報を十分に取得し、取得した情報をもとに
いし けつてい いけん ひょうめい おこなう たしゃ いしそつう ふべん
意思の決定や意見の表明を行うこと、また、他者との意思疎通を不便なく
はかる かんきょう ととのえる しょうがいしゃ しゃかい いちいん
図ることができる環境を整えることは、障害者が社会の一員として、あらゆる
ぶんや かつどう さんか うながす わたしたちけんみん めざすきょうせいしゃかい
分野の活動に参加することを促すだけでなく、私たち県民が目指す共生社会をよ
ゆたか ひつようふかけつ
り豊かなものにしていくためにも必要不可欠である。

わがくに きょういく ば どくしん はっせい もちいたこうわほう きょういく すすめた
我が国では、教育の場において読唇と発声を用いた口話法による教育を進めた
さい しゃ げんご しゅわ しょう せいやく かこ きょう
際に、ろう者の言語である手話の使用が制約されたという過去があり、また、今日に
しょうがいしゃ とくせい おうじたげんご その た しゅだん かずおおくそんざい
おいても、障害者の特性に応じた言語その他の手段が数多く存在するにもかかわらず、
しゃかい りかい はいりよ ふじゅうぶんさ じょうほう しゅとく りょう いしそつう
社会における理解や配慮の不十分さのために、情報の取得や利用、意思疎通
ばめん しょうがいしゃ こんなん かんじる いぜん
の場面で、障害者が困難を感じるものが依然としてある。

わたしたち すべて けんみん しょうがい うむ わけへだてられる のうどうてき
私たちは、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、能動的に
さんかく きょうせいしゃかい じつげん むけ しょうがいしゃ けいけん こんにち
参画できる共生社会の実現に向け、障害者がこれまでに経験し、また今日にお
あいたいする いしそつとう こんなん にんしき しゅわ
いても相対する意思疎通等における困難を認識するとともに、手話をはじめとする
しょうがい とくせい おうじたげんご その た しゅだん いしそつとう そくしん けつい
障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等を促進することを決意し、
じょうれい せいてい
この条例を制定する。

もくてき
(目的)

第1条 この条例は、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例(平成31年
滋賀県条例第8号)第24条の規定の趣旨にのっとり、手話をはじめとする障害
の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通ならびに情報の取得および
利用(以下「障害の特性に応じた意思疎通等」という。)の促進について基本理念
を定め、県の責務等を明らかにするとともに、障害の特性に応じた意思疎通等の
促進に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、障害の特性に応じた
意思疎通等を促進し、もって全ての県民が障害の有無によって分け隔てられるこ
となく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与する
ことを目的とする。

ていぎ
(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に
定めるところによる。

(1) 障害の特性に応じた言語その他の手段 手話、筆談、点字、拡大文字、
手書き文字(手のひらに指先等で文字を書き伝える方法をいう。)、触手話、指
点字、平易な言葉、実物または絵図の提示または手渡し、身振り、手話通訳、要約
筆記、点訳、音訳、代読、代筆、盲ろう者向け通訳、字幕、代用音声(咽頭摘出
により失われた発声機能に代えて器具等により音声を発する方法をいう。)、
文字盤、重度障害者用意思伝達装置(指先、眼球等の動きで機器を操作する
ことにより文字または音声で意思を伝達する装置をいう。)その他の意思疎通な
らびに情報の取得および利用のための手段をいう。

(2) 障害者 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例第2条第1号
に規定する障害者をいう。

きほんりねん
(基本理念)

だい3じょう しょうがい とくせい おうじたい しそつとう そくしん しょうがいしゃ みずから いし
第3条 障害の特性に応じた意思疎通等の促進は、障害者が自らの意思によつ
おこなうしょうがい とくせい おうじたげんご そのた しゅだん いし ひょうじ じゅうよう
て行う障害の特性に応じた言語その他の手段による意思の表示が重要である
にんしき もと おこなわれなければ
との認識の下に、行われなければならない。

だい2こう しょうがい とくせい おうじたい しそつとう そくしん しゅわ どくじ たいけい ゆうするげんご
2 障害の特性に応じた意思疎通等の促進は、手話は独自の体系を有する言語で
しゃ ころゆたか にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ いとなむ たいせつ
あって、ろう者が心豊かな日常生活および社会生活を営むために大切に
うけついで ぶんかてきしよさん りかい ふかまる おこなわれ
受け継いできた文化的所産であることについての理解が深まるよう、行われなけれ
ばならない。

だい3こう しょうがい とくせい おうじたい しそつとう そくしん しょうがいしゃ もの えんかつ
3 障害の特性に応じた意思疎通等の促進は、障害者でない者による円滑な
いしそつ じょうほう じゅうぶん しゅとく りよう しする にんしき
意思疎通ならびに情報の十分な取得および利用にも資するものであるとの認識
もと おこなわれなければ
の下に、行われなければならない。

けん せきむ
(県の責務)

だい4じょう けん ぜんじょう さだめるきほんりねん い か きほんりねん
第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、
しょうがい とくせい おうじたい しそつとう そくしん かんするせさく そうごうてき さくてい
障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策を総合的に策定し、および
じっし
実施するものとする。

だい2こう けん しょうがい とくせい おうじたい しそつとう そくしん かんするせさく さくてい
2 県は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策の策定および
じっし あたって くに しまち けんみんとう けんみん しょうがいしゃかんけいだんたい そのた
実施に当たっては、国、市町および県民等（県民、障害者関係団体その他の
かんけいしゃ じぎょうしゃ い かおなじ れんけい きょうりよく
関係者および事業者をいう。以下同じ。）と連携し、および協力するものと
する。

けんみんとう せきむ
(県民等の責務)

だい5じょう けんみんとう きほんりねん しょうがい とくせい おうじたい しそつとう かんする
第5条 県民等は、基本理念にのっとり、障害の特性に応じた意思疎通等に関する
りかい ふかめる けん じっし しょうがい とくせい おうじたい しそつとう そくしん
理解を深めるとともに、県が実施する障害の特性に応じた意思疎通等の促進に
かんするせさく きょうりよく
関する施策に協力しなければならない。

けいはつ まなぶきかい かくほ
(啓発および学ぶ機会の確保)

だい6じょう けん けんみんとう しょうがい とくせい おうじた いしそつとう かんするりかい つかめる
第6条 県は、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等に関する理解を深めるこ
とができるよう、障害の特性に応じた言語その他の手段に関する啓発およびこれ
ら学ぶ機会の確保を行うものとする。

かんきょう せいび
(環境の整備)

だい7じょう けん けんみんとう しょうがい とくせい おうじた いしそつとう えんかつ おこなう
第7条 県は、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことができ
るよう、障害の特性に応じた意思疎通等を支援する者を派遣する体制の整備、
しょうがい とくせい おうじた いしそつとう かんするそうだん おう きよてん せっちそのた ひつよう
障害の特性に応じた意思疎通等に関する相談に応ずる拠点の設置その他の必要
かんきょう せいび おこなう
な環境の整備を行うものとする。

じんざい かくほう
(人材の確保等)

だい8じょう けん しょうがい とくせい おうじた いしそつとう しえん しゃ かくほ ようせい
第8条 県は、障害の特性に応じた意思疎通等を支援する者の確保、養成および
ししつ こうじょう ひつよう せさく こう
資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

じょうほう はっしんとう
(情報の発信等)

だい9じょう けん しょうがいしゃ えんかつ けんせい かんするじょうほう しゅとく
第9条 県は、障害者が円滑に県政に関する情報を取得することができるよう、
しょうがい とくせい おうじたげんごそのた しゅだん りよう じょうほう はっしん つとめる
障害の特性に応じた言語その他の手段を利用して情報を発信するよう努める
ものとする。

だい2こう けん しょうがいしゃ さいがいそのたひじょう じたい しょうがい とくせい おうじたげんご
2 県は、障害者が災害その他非常の事態において、障害の特性に応じた言語
そのた しゅだん りよう ひつよう じょうほう しゅとく ひつよう そち
その他の手段を利用して必要な情報を取得することができるよう、必要な措置
こう つとめる
を講ずるよう努めるものとする。

じょうほうつうしんききとう りようほうほう しゅうとく かかるとりくみ
(情報通信機器等の利用方法の習得に係る取組)

だい10じょう けん しょうがいしゃ しょうがいしゃかんけいだんたい た かんけいしゃ しょうがい とくせい
第10条 県は、障害者および障害者関係団体その他の関係者が障害の特性に
おう いしそつとう えんかつ おこなう しするじょうほうつうしんききそのた きき
応じた意思疎通等を円滑に行うことに資する情報通信機器その他の機器および
じょうほうつうしんぎじゅつ かつよう えきむ りようほうほう しゅうとく
情報通信技術を活用した役務の利用方法を習得することができるよう、
こうしゅうかい じっし そうだん たいおうそのた ひつよう とりくみ おこなう
講習会の実施、相談への対応その他の必要な取組を行うとともに、これらの
とりくみ おこなうけんいがいもの たいしてきき かしだし こうし はけんそのた ひつよう しえん
取組を行う県以外の者に対して機器の貸出、講師の派遣その他の必要な支援を
おこなう
行うものとする。

けんみんとう とりくみ たいするしえん
(県民等の取組に対する支援)

だい11じょう けん けんみんとう おこなうしょうがい とくせい おうじたげんご その た しゅだん かんする
第11条 県は、県民等が行う障害の特性に応じた言語その他の手段に関する

けいはつ まなぶきかい かくほ その た しょうがい とくせい おうじた い し そつうとう そくしん
啓発、これらを学ぶ機会の確保その他の障害の特性に応じた意思疎通等の促進

かんするとりくみ たいして じょうほう ていきょう じよげん その た ひつよう しえん おこなう
に関する取組に対して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

ちようさけんきゅう すいしんとう
(調査研究の推進等)

だい12じょう けん しょうがい とくせい おうじた い し そつうとう そくしん ひつよう ちようさ
第12条 県は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進のために必要な調査および

けんきゅう すいしん せいか ふきゅう つとめる
研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

じっしじょうきょう ほうこくとう
(実施状況の報告等)

だい13じょう ちじ しょうがい とくせい おうじた い し そつうとう そくしん かんするせさく そうごうてき
第13条 知事は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策を総合的かつ

けいかくてき すいしん まいねんど とうがいせさく じっしじょうきょう し が けんしょうがいしゃせさく
計画的に推進するため、毎年度、当該施策の実施状況を滋賀県障害者施策

すいしんきょうぎかい ほうこく いけん きく
推進協議会に報告し、その意見を聴くものとする。

しょうがいしゃとう けいはつとう
(障害者等による啓発等)

だい14じょう しょうがいしゃ しょうがいしゃかんけいだんたい その た かんけいしゃ けんみんとう しょうがい
第14条 障害者および障害者関係団体その他の関係者は、県民等が障害の

とくせい おうじた い し そつうとう かんするりかい ふかめる たちば
特性に応じた意思疎通等に関する理解を深めることができるよう、それぞれの立場

しょうがい とくせい おうじたげんご その た しゅだん かんするけいはつ つとめなければ
において、障害の特性に応じた言語その他の手段に関する啓発に努めなければなら
ない。

だい2こう しょうがいしゃかんけいだんたい その た かんけいしゃ たちば けんみんとう
2 障害者関係団体その他の関係者は、それぞれの立場において、県民等が

しょうがい とくせい おうじたげんご その た しゅだん りよう しょうがい
障害の特性に応じた言語その他の手段を利用することができるよう障害の

とくせい おうじたげんご その た しゅだん まなぶきかい かくほ つとめる けんみんとう
特性に応じた言語その他の手段を学ぶ機会の確保に努めるとともに、県民等が

しょうがい とくせい おうじた い し そつうなど えんかつ おこなう かんきょう せいび
障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことができるよう環境の整備に

つとめなけ
努めなければならない。

じぎょうしゃ かんきょう せいび
(事業者による環境の整備)

だい15じょう じぎょうしゃ つぎ かか げるばあい けんみんとう しょうがい とくせい おうじた
第15条 事業者は、次に掲げる場合において、県民等が障害の特性に応じた

い し そつうとう えんかつ おこなう ごうりてきはいいりよ し が けんしょうがいしゃさべつ
意思疎通等を円滑に行うことができるための合理的配慮(滋賀県障害者差別の

きょうせいしゃ かいづくりにじょうれいだい2じょうだい4ごう きてい ごうりてきはいいりよ てきかく
ない共生社会づくり条例第2条第4号に規定する合理的配慮をいう。)を的確

おこなう じゅうぎょういん たいするけんしゅう じっしそのた かんきょう せいび つとめなければ
に行うため、従業員に対する研修の実施その他の環境の整備に努めなければ
ならない。

だい1ごう しょうがいしゃ たいししょうひん はんばい
(1) 障害者に対し商品を販売するとき。

だい2ごう しょうがいしゃ たいしりょう ほけん ふくし ぶんかけいじゅつかつどう すぼ一つどう かかる
(2) 障害者に対し医療、保健、福祉、文化芸術活動、スポーツ等に係る
サービスを提供するとき。

だい3ごう しょうがいしゃ こよう
(3) 障害者を雇用するとき。

がっこうとう せっちしゃ けいはつとう
(学校等の設置者による啓発等)

だい16じょう がっこうとう がっこうきょういこう しょうわ22ねんほうりつだい26ごう だい1じょう きてい がっこう
第16条 学校等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、
どうほうだい124じょう きてい せんしゅうがっこう どうほうだい134じょうだい1ごう きてい かくしゅがっこう
同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校、
しゅうがくまえ こども かんするきょういく ほいくとう そうごうてき ていきょう すいしん かんするほうりつ
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
へいせい18ねんほうりつだい77ごう だい2じょうだい7ごう きてい ようほれんけいがたにんてい えん
(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園およ
び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所をいう。
いかおなじ せっちしゃ とうがいがっこうとう がくせい せいと じどう にゅうようじ いか
以下同じ。)の設置者は、当該学校等の学生、生徒、児童および乳幼児(以下こ
じょう がくせいとう たいし とうがいがっこうとう がくせいとう しょうがい とくせい
の条において「学生等」という。)に対し、当該学校等の学生等が障害の特性
おうじたいしそつとう かんするりかい ふかめる しょうがい とくせい
に応じた意思疎通等に関する理解を深めることができるよう、障害の特性に
おうじたげんごそのた しゅだん かんするけいはつ まなぶきかい かくほ つとめなけ
応じた言語その他の手段に関する啓発およびこれらを学ぶ機会の確保に努めな
ればならない。

だい2ごう がっこうとう せっちしゃ とうがいがっこうとう がくせいとう ほごしゃ とうがいがっこう
2 学校等の設置者は、当該学校等の学生等およびその保護者からの当該学校
とう しょうがい とくせい おうじたげんごそのた しゅだん りよう かんするそうだん おう
等における障害の特性に応じた言語その他の手段の利用に関する相談に応ず
ることができるよう、必要な相談体制の整備に努めなければならない。

だい3ごう がっこうとう せっちしゃ とうがいがっこうとう しょくいん しょうがい とくせい おうじたげんごそのた
3 学校等の設置者は、当該学校等の職員の障害の特性に応じた言語その他
しゅだん かんするちしき ぎのう こうじょう けんしゅう じっしそのた ひつよう そち
の手段に関する知識および技能の向上のため、研修の実施その他の必要な措置
こう つとめなければ
を講ずるよう努めなければならない。
ざいせいじょう そち
(財政上の措置)

だい17じょう けん しょうがい とくせい おうじたいしそつとう そくしん かんするせさく すいしん
第17条 県は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策を推進するた
め、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

ふ そく
付 則

しこうきじつ
(施行期日)

だい1こう じょうれい こうふ ひ しこう
1 この条 例 は、公布の日から施行する。

けんとう
(検討)

だい2こう ち じ じょうれい しこう ご3ねん めど じょうれい しこうじょうきょう
2 知事は、この条 例 の施行後3年を目途として、この条 例 の施行状 況 お
しゅわ かんするほうせい せいび どうこうとう かんあん じょうれい きてい けんとう
よび手話に関する法制の整備の動向等を勘案し、この条 例 の規定について検討
くわえ けっか もとづいてひつよう そち こう
を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

だい3こう ぜんこう けんとう あ た っ て しがけんしょうがいしゃせさくすいしんきょうぎかい いけん きく
3 前項の検討に当たっては、滋賀県障 害 者施策推 進 協議会の意見を聴くも
のとする。

しがけんしょうがいしゃさべつ きょうせいしゃかいづくりじょうれい いちぶかいせい
(滋賀県障 害 者差別のない共 生 社会づくり条 例 の一部改正)

だい4こう しがけんしょうがいしゃさべつ きょうせいしゃかいづくりじょうれい いちぶ つぎ かいせい
4 滋賀県障 害 者差別のない共 生 社会づくり条 例 の一部を次のように改正
する。

りゃく
(略)